

2022年度

展示商談会出展補助制度のご案内

茨木商工会議所では展示商談会を活用して販路拡大を目指す中小企業に対して出展料を補助する制度を実施しています。

今年度は、大阪勧業展、きたしんオビジネスマッチングフェア、その他当会議所が指定した展示商談会事業への出展を対象に実施します。（補助対象事業は、事務局に確認してください）

【補助制度の内容】（2022年5月1日現在）

茨木商工会議所が指定する展示商談会の出展料に対し補助します。（年度内に1回限り）

① 対象となる展示商談会

- ・大阪勧業展 2022
- ・きたしんビジネスマッチングフェア
- ・新価値創造展 2022（中小企業総合展）
- ・インターナショナル・ギフト・ショー秋 2022
- ・※その他（当会議所が別途定めるもの）

② 補助限度額

- 茨木商工会議所の会員事業所 30,000円（最大）
- 茨木商工会議所の会員以外の事業所 10,000円（最大）
- ※出展料が補助金額を下回る場合は実費額となります

③ 補助対象経費

出展者が展示商談会主催者に支払う出展基本料

※その他の展示商談会で申請される場合は、申請書提出の前に事務局にご一報下さい。

※補助企業数は、予算の範囲内で先着順とします。（15社前後を予定）

【申込資格】

次のすべてを満たすことを条件とします。

- ① 茨木市に事業所（本社または営業拠点）を置く中小企業（茨木市の住民税・法人住民税が完納）
 - ・製造業・その他の業種：従業員数300人以下又は資本金3億円以下
 - ・卸売業：従業員数100人以下又は資本金1億円以下
 - ・小売業：従業員数50人以下又は資本金5,000万円以下
 - ・サービス業：従業員数100人以下又は資本金5,000万円以下
- ② ①の事業所が直接、製造又は販売する商品やサービスの販路拡大を目的とするものであること
- ③ 出展終了後、簡単なアンケートに協力いただけること
※上記であっても、茨木商工会議所が補助対象企業としてふさわしくない（例：公序良俗に違反する出展が見込まれる、会費未納、等）と判断する場合はお断りさせていただきます。

【問い合わせ先】

茨木商工会議所

〒567-8588 茨木市岩倉町2番150号立命館いばらきフューチャープラザ1F

電話：072-622-6631 FAX：072-622-6632

Mail：info@ibaraki-cci.or.jp

【申込から補助金支払までの流れ】

以下のとおり、事前申請後、実際に出展していただき、出展終了を確認後に補助金をお支払いします。

①事前申請

対象の展示商談会出展への補助を希望される場合は、事前申請が必要です。

(出展の15日前まで)

- ・補助金事前申請書と展示事業主催者に提出する出展申込書のコピー
(出展企業→茨木商工会議所)
- ・事前申請確認書(茨木商工会議所→出展企業)

②補助金の請求 (請求期限: 2023年2月24日金曜日)

展示商談会出展後に補助金をお支払いします。

請求に必要な書類等

- ・補助金請求書と出展料の領収書、出展したことがわかるもの
(パンフレット、ガイドブック等) (出展企業→茨木商工会議所)

※ なお、2023年2月28日以降の請求は、いかなる事情があってもお支払いできませんのでご注意ください。

③補助金支払

請求書に記載の金融機関口座に、概ね1カ月程度で補助金をお振込みします。

(茨木商工会議所→出展企業)

※ 事前申請で申請確認がされていない場合、補助金の支払いはできませんのでご注意ください。

下記シートにご記入の上、茨木商工会議所までお問合せください。

F A X (0 7 2) 6 2 2 - 6 6 3 2

展示商談会出展補助制度のお問合せ

事業所名			
氏名		役職	
住所			
連絡のつくTEL		F A X	
所属	いずれかに○をつけてください 茨木商工会議所の 会員事業所 茨木商工会議所の 会員以外の事業所		
お問合せ内容	1. 商工会議所を訪問して、説明を聞きたい 2. 電話で詳しい説明を聞きたい 3. 説明を聞きたいので、訪問してほしい 4. 資料を送付してほしい		

※ ご記入いただいた個人情報は、展示商談会出展補助制度に関する諸手続・連絡のために利用させていただきます